

京都府立医科大学附属北部医療センター医業未収金回収業務委託仕様書

【目的】

京都府立医科大学附属北部医療センターにおける医業未収金回収業務について、弁護士又は弁護士法人に委託し、債権回収の創意工夫やノウハウの活用により縮減を図ることを目的とするものであり、この仕様書において業務等の内容・条件等の作業内容を定める。

【委託業務名】

京都府立医科大学附属北部医療センター医業未収金回収業務

【委託期間】

令和2年7月1日から令和5年6月30日まで

【用語の意義】

この仕様書における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 病院とは、京都府立医科大学附属北部医療センターをいう。
- 2 病院職員とは、病院に所属する医師、看護師、医療技術職員、事務職員等の職員をいう。
- 3 業務受託者とは、この業務を受託した弁護士又は弁護士法人の代表者をいう。
- 4 業務従事者とは、この業務を受託した弁護士事務所又は弁護士法人に所属する従業員をいう。

【業務内容】

- 1 委託する主な業務については、次のとおりとする。

- (1) 文書や電話等による督促等業務
- (2) 居所不明者に係る住所等の調査業務
- (3) 支払方法等の相談業務
- (4) 集金及び入金に係る業務
- (5) 報告業務
- (6) 「訴訟」や「支払督促」等の法的手続に係る業務

- 2 委託する診療債権等

委託する診療債権については、下記3に掲げるものを除く診療債権とする。

なお、委託後、委託診療債権から除外する債権が生じた場合は病院と業務受託者とが協議の上、除外するものとする。

委託期間開始の時点で債権の発生日から原則1年以上経過した診療債権を一括して委託するとともに、以後毎月末時点で新たに1年を経過することとなる診療債権につ

いて、その翌月より委託するものとする。

3 委託しない診療債権は、次のとおりとする。

- (1) 訴訟等の法的措置を実施している診療債権
- (2) 分納中その他理由により、納付が見込まれる診療債権
- (3) その他、病院が催告を行わないと判断した診療債権

4 委託業務実施報告業務について

(1) 業務完了報告書の作成

月末時点において、債務者ごとの入金状況や対応状況をまとめた業務完了報告書を翌月10日（当該日が土・日曜日又は祝日の場合は翌平日）までに病院へ報告すること。また、その他必要な事項については適時報告することとする。

(2) トラブル発生時の報告

業務受託者は、業務の実施に支障が生じるおそれがあるトラブルの発生を知ったときは、そのトラブル発生の帰責の如何に関わらず、直ちに病院に報告することとする。

【委託費について】

本事業により、業務受託者に業務委託した診療債権のうち、入金された額に成功報酬の割合（手数料率）を乗じた額を支払うものとする。そして、業務受託者の口座に一旦入金することとした場合には、入金された額を全額病院の口座に入金することとする。なお、委託期間経過後、業務受託者の口座に入金があった場合、委託期間経過後1か月以内の入金に限り、委託費の対象とする。

また、文書や電話等による督促等業務に掛かる通信費用は業務受託者の負担とし、それ以外に提案した業務に必要な実費等が発生する場合は別途協議する。

委託費の支払時期、支払方法については、契約でこれを定める。

【個人情報保護・秘密の保持】

1 個人情報保護の取扱い

- (1) 業務受託者及び業務従事者は、業務上知り得た個人情報について委託契約書第18条の2各号の規定により取り扱うこととする。
- (2) 業務受託者は、個人情報を取扱う管理責任者を病院に報告することとする。

2 個人情報保護の教育・研修

個人情報保護に関する教育・研修を実施することとする。

3 秘密の保持

業務受託者、管理責任者及び業務従事者は、業務上知り得た業務内容及び秘密を他に漏らしてはならない。

【情報、資料等の提供及び適正管理】

1 委託する債権に関する情報、資料等

業務受託者に提供する、委託する診療債権に関する情報は、次のとおりとする。

- (1) 未払者の基本情報（氏名（未成年者の場合の親権者）、生年月日、住所、電話番号、未収金額、請求書発行日、最終支払日、通院状況等）
- (2) 保証人の基本情報（氏名、住所、電話番号、未払者との関係等）
- (3) 病院職員及び委託弁護士による督促及び法的措置の状況

2 適正使用

- (1) 病院から提供されている情報、資料等については、情報の漏洩、紛失、滅失、棄損、改ざん及び不正アクセスの防止に努め、適正に使用しなければならない。
- (2) 病院から提供されている情報、資料等については、病院の許可なく複写・複製、目的外使用、持ち出し、廃棄を行ってはならない。
- (3) 債権が委託から除外される場合には、業務受託者は当該債権に係る情報、資料等を病院に返還し、又は病院の指示に従い破棄しなければならない。
- (4) 病院から提供されている情報、資料等については、委託業務が完了したとき又は契約が解除されたときは病院に返還し、又は病院の指示に従い破棄しなければならない。

【業務改善指示】

病院は、委託業務実施報告に基づいて、業務受託者から提出された報告内容を精査し、回収業務の進捗状況が不十分と判断した場合には、業務受託者に対し、業務改善指示を行うことができる。

【その他】

この仕様書に定めのない事項については、病院と業務受託者で協議のうえ決定する。